

ORM/Owner Relationship Management 「iecon (イエコン)」
プラチナメンテナンスプラン

規約

住宅設備機器修理保証サービス「プラチナメンテナンス」事業者規約

第1条（総則及び目的）

1. 本規約は、当社が提供する住宅設備機器修理保証サービス「プラチナメンテナンス」（以下、「本サービス」という。）の取り扱いを申し込む事業者（以下、「事業者」という。）及び事業者から本サービスの運営委託を請負う株式会社CoLife（以下、「CL」という。）が本サービスに加入した会員（以下、「会員」という。）に対して、本サービスの提供を相互協力のもと一体的に運営し、円滑に行うことを目的に、基本条件等の必要な事項を定めるものとする。
2. 事業者とCLとの契約関係は事業者がこの規約の内容を承認し、CLに登録を申し込み、CLがこれを承認した時点で成立するものとする。（以下、これにより成立する契約を「本契約」という。）

第2条（用語の定義）

対象物件	事業者が会員に販売したサービス対象機器が設置されている住宅又は事業者が会員に販売した、サービス対象機器の設置されている住宅をいい、会員証等に記載されるものとする。
サービス対象機器	対象物件に設置される住宅設備機器のうち、会員証等に記載される修理サービスの対象となる機器をいう。 なお、給排水管（住宅瑕疵担保責任保険に定める「給排水管路」をいい、住宅又はその敷地内に設置された給水管、給湯管、排水管又は汚水管をいう。以下同じ）は含まない。
会員証等	CLが会員に対し、CL指定の通知方法（電子メールによる通知等、書面による発行を省略する場合があります。）による、加入情報が記載された通知をいう。
申込デスク	本サービスの内容に関するお問い合わせの受付をする窓口のことをいう。
修理受付デスク	本サービスに加入後、サービス対象機器に故障・不具合が発生した際に、修理依頼の受付をする窓口のことをいう。
ORM/Owner Relationship Management™ 「iecon（イエコン）」	CLが事業者に提供するクラウド型の建物情報や顧客情報を管理可能なシステムをいう。本システムについての利用規約は別紙2に定めるものとする。

第3条（事業者の条件）

事業者は、以下の各号に定める事項のいずれかに該当することを条件とする。

1. 会員に対し、サービス対象機器を販売した者
2. 会員に対し、サービス対象機器が設置されている対象物件を販売した者

第4条（本サービスの対象範囲）

本サービスは、事業者が提供する若しくは過去に提供したサービス対象機器住宅またはサービス対象機器が設置されている住宅であることを条件とする。

第5条（本サービスの業務分担）

1. 事業者は本サービスのために、当該各号を実施するものとする。
 - (1) 本サービスの告知活動、勧誘及びサービス説明
 - (2) 会員の本サービス利用時におけるサポート
 - (3) CLがサービスを円滑に実施するための会員の対象機器の情報の提供
 - (4) 会員からの利用料の徴収（利用料を徴収する場合のみ）
 - (5) その他、前各号に付随する業務
2. 事業者は、会員に対して本サービスの提供を行うために、CLに以下の各号の実施を委託し、CLはそれを受託した。以下の各号の修理関連の委託業務における交換期間、対象機器、修理限度額などの要件については、事業者と会員との契約条件である別紙1の1項及び御見積書ならびに会員説明用パンフレット、サービス利用基本規約に定める内容と同一条件で行うものとする。
 - (1) 会員からの問い合わせ及び事業者からの申し込みの受付
 - (2) 対象機器に関する会員証データの発行
 - (3) 会員からの対象機器に関する故障及び不具合の修理受付
 - (4) 会員からの対象機器に関する故障及び不具合の修理手配
 - (5) 会員からの対象機器に関する故障及び不具合の交換工事手配
 - (6) CLが修理を手配した対象機器における住宅設備メーカー等との修理費用等の精算
 - (7) ORM/Owner Relationship Management™ 「iecon（イエコン）」の提供及び運用サポート

(8) ORM/Owner Relationship Management™ 「iecon (イエコン)」への該当会員証データの登録及び設備情報や取扱説明書情報の登録

(9) 前各号に付随する業務

第6条 (業務の対価)

1. 事業者は CL に対し、第5条に定める業務の対価として、御見積書又は申込書に定める修理保証サービス料及び ORM 初期登録料を支払うものとする。
2. 本サービスの業務委託料の清算については、別紙1の2項に定める方法にて実施するものとする。
3. 住宅設備修理・交換コストの上昇、保険料の上昇、サーバ等システム負荷の上昇、法的規制等その他 CL が利用料の改定を行わざるを得ない場合、事業者及び CL 間協議のうえ事業者から CL への委託料の改定を行うものとし、CL は事業者に対し書面または電磁的方法により案内をおこなうものとする。
4. CL は、本条に規定する業務委託料について、理由の如何にかかわらず、本契約が途中で終了した場合においても事業者に対し返金しないものとする。但し、CL が本サービスの業務を継続することが不可能な状態に陥った場合を除き、本契約中に加入した会員に対する本サービスの提供は継続できるものとする。

第7条 (権利譲渡等の禁止)

事業者及び CL は、相手方の書面による事前の承諾を得ずに、本契約及びこれに付随する契約上の一切の権利及び義務を第三者に譲渡もしくは引き受けさせまたは担保に供してはならないものとする。

第8条 (再委託)

事業者は、CL が第3条に定める業務の全部または一部を、再委託会社に再委託することについてあらかじめ承諾するものとする。

第9条 (免責事項)

地震、台風、津波その他の天災事変、同盟罷業、争議行動、輸送機関・通信回線等の事故、その他不可抗力により本契約の全部または一部の履行（金銭債務を除く。）に延滞または不能が生じた場合は、事業者及び CL は、いずれもその責を負わないものとする。ただし、当該事由により影響を受けた当事者は、当該事由の発生を速やかに相手方に通知するものとする。

第10条 (秘密保持)

1. 事業者及び CL は、本契約の締結または履行に関して直接または間接に知り得た相手方の業務上、技術上その他の情報（以下、「秘密情報」という。）を、善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、相手方の書面による事前の承諾を得ずに第三者に開示してはならないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではない。
 - (1) 秘密保持義務を負うことなく既に正当に保有している情報
 - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - (4) 受領の前後を問わず、本契約に違反することなく公知になった情報
2. 前項の規定にかかわらず、事業者及び CL は、法令に基づき権限ある官公署から開示の要求があった場合には、当該要求の範囲内で秘密情報を開示することができるものとする。
3. 事業者及び CL は、秘密情報を、本契約の目的に必要な範囲内でのみ利用することとし、その他の目的に使用してはならないものとする。また、事業者及び CL は、秘密情報の漏えい、盗用及び改ざんをしてはならないものとする。
4. 本契約が終了したとき、または相手方から要求を受けたときは、事業者及び CL は、直ちに、相手方の指示に従い、相手方に秘密情報が記録された媒体を返還し、または、廃棄するものとする。
5. 本条の規定は、本契約の終了後も5年間、当事者間において効力を有するものとする。

第11条 (個人情報の取扱い)

1. 事業者及び CL は、本サービスの運営によって知り得た会員の個人情報について、個人情報保護法等の法令を遵守するものとする。
2. 事業者及び CL は、相手方及び会員から書面ならびに電子メール等によって個人情報を取得する場合に、個人情報保護法の定めに従い、あらかじめその利用目的を会員に明示しなければならないものとする。
3. 事業者及び CL は、本業務の運営にあたっては、情報の漏洩、滅失または毀損等を防止するため必要かつ適切な措置を講じなければならないものとする。
4. 事業者及び CL は、本契約期間中ならびに本サービス運営中はもとよりそれぞれの契約終了後といえども、会員の個人情報について、相手方及び会員の事前の書面（電磁的方法を含む。以下同じ）による承諾を得ずに

第三者に開示または提供してはならない。ただし、裁判所等の公的機関から会員の情報等の照会があった場合、相手方に通知したうえで、必要最小限の個人情報を開示することができるものとする。

5. 事業者またはCLが、会員の個人情報を第三者に開示、提供または漏洩した結果、当該会員に損害が生じた場合は、開示、提供または漏洩した当事者の責任と費用負担においてこれを処理・解決するものとする。
6. 第4項の定めにかかわらず、CLは、事業者が、書面または口頭で会員の同意を得たうえで、個人情報を、グループ会社で共同利用し、または、業務委託先に提供することを承諾しているものとする。

第12条（反社会的勢力の排除）

1. 事業者及びCLは、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと
 - (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと
 - (3) 自らまたは自らの役員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
 - (4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと
 - (5) 自らまたは第三者を利用して、本契約に関して次の行為をしないこと
 - 1 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - 2 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
 - 3 その他前各号に準ずる行為
2. 事業者またはCLの一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は何らの催告を要せずして、本契約の全部または一部を解除することができるものとする。
 - (1) 前項第1号ないし第3号の確約に反した場合
 - (2) 前項第4号の確約に反し本契約をしたことが判明した場合
 - (3) 前項第5号の確約に反した行為をした場合
3. 前項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わないものとする。
4. 相手方が第2項各号に該当することにより損害を被った当事者は、相手方に対し、その損害の賠償を請求することができるものとする。

第13条（損害賠償）

事業者及びCLは、自らのまたは自らの再委託先の責に帰すべき事由により、本契約に反するまたは本契約に定める義務を履行せず相手方もしくは会員に損害を与えた場合は、速やかに、発生した損害を相手方または会員に賠償する義務を負うものとする。

第14条（解除）

事業者またはCLの一方について、次の各号の一つに該当するときは、その相手方は何らの催告なしに直ちに本契約の全部または一部を解除することができるものとする。

- (1) 自己振出の手形または小切手が不渡り処分を受ける等の支払停止状態となったとき
- (2) 差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立があったとき、または租税滞納処分を受けたとき
- (3) 破産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申立があったとき、または特別清算手続に入ったとき
- (4) 解散または事業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
- (5) その他財産状態が悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の理由があるとき
- (6) 本契約に基づく債務を履行せず、相手方からの相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なお、その期間内に履行しないとき
- (7) その他前各号に準ずる本契約を継続し難い重大な事由が発生したとき

第15条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、本契約締結日から1年間とする。ただし、有効期間の満了日3ヶ月前までに事業者またはCLのいずれからも相手方に対し、契約更新について別段の意思表示がない場合は、本契約は期間満了の翌日よりさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。
2. 前条及び本条により本契約が終了した場合といえども、残存する本サービス契約の履行に関しては、なお本契約の定めが適用される。

第16条（合意管轄）

本契約に関し紛争が生じた場合は、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第17条（協議）

本契約に定めのない事項または本契約の内容について疑義が生じた場合には、法令の規定及び慣習に従うほか、事業者及びCLは、信義誠実の原則に従って速やかに協議のうえ、これを解決するものとする。

別紙1

1. 第5条に定める業務の前提となる本サービスの要件等は以下の通りとする。

サービス要件

プラン名称	住宅設備機器修理 DX サービス「プラチナメンテナンス」
加入対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 建売戸建て・新築マンション・注文戸建て：新築住宅 ● リノベーション住宅：新品の対象設備機器が設置されている住宅 ● リフォームした住宅設備機器
本サービス開始日	<ul style="list-style-type: none"> ● 注文戸建て：対象物件を事業者からお客様に引渡した日 ● 建売戸建て：対象物件の竣工日 ● 新築マンション：対象物件の属するマンションの新築引渡開始日など指定の日 ● リノベーション住宅：施工完了日 ● リフォーム設備機器：対象リフォーム工事が完了し事業者からお客様に引渡した日
本サービス期間	本サービス開始日より10年または15年間の指定期間 ※御見積書記載のプランにより10年または15年間のいずれか ※ただし、サービス対象機器においてアフターサービスまたはメーカー保証が残存している場合は、アフターサービスまたはメーカー保証が優先されるものとする。
修理受付時間	24時間365日 ※修理手配は営業日の9時～17時
サービス対象機器	御見積書参照
修理限度額	なし
緊急トラブル対応（水回りのみ）	CLがCLの提携会社を手配する。CLの提携業者に手配した場合は、手配後の対応はすべてCLの責任において行うものとし、CLはCLの提携会社に対し必要に応じた情報共有を速やかに行い協力するものとする。なお、手配費用についてはお客様へ直取するものとする。
最低契約継続期間	なし
解約時返戻金	なし
ORM/ Owner Relationship Management™ 「iecon（イエコン）」	事業者にて建物/顧客管理に自由に活用できるCRMシステムの利用アカウントを提供する。なお、本サービス対象住戸についての設備情報、保証書や取扱説明書情報についてのシステムへの登録はCLで登録するものとする。 ※なお、別途有償オプションとして顧客向けアプリ機能付きシステムへのアップグレードも可能。事業者がCLへの申込がなく、顧客向けアプリ機能の利用が確認された場合、CL所定の利用料金をCLより請求するものとする。

2. 第6条に定める業務委託料に関する支払日その他詳細条件は、以下の通りとする。

CLは、事業者に対して下表のとおり請求書を発行する。事業者は当該請求書を受領した月の末日までに、CLの指定する金融機関の口座に振り込み送金する方法により、業務委託料を支払うものとする。なお、振込手数料は事業者が負担するものとする。

作業内容	対応者	締切（支払日）	対象
該当会員情報・建物・設備情報の送付	事業者	翌月2営業日	当月お引渡分
請求書発行	CL	翌月5営業日	当月お引渡分
業務委託料の支払い	事業者	翌月末（当日が金融機関銀行休業日である場合には、その直前の銀行営業日を支払日とする）	当月お引渡分

ORM/Owner Relationship Management「iecon（イエコン）」利用規約

第1条（目的）

株式会社 CoLife（以下「当社」といいます。）は、ORM/Owner Relationship Management™ 「iecon（イエコン）」の利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。

第2条（用語の定義）

本規約における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 「本システム」とは、当社が提供する ORM/Owner Relationship Management™ 「iecon（イエコン）」をいいます。
- (2) 「契約者」とは、本システムの利用申し込みを行い、当社と本規約に従って本システムの利用契約を締結した、申込書「契約者」欄に記載された者をいいます。
- (3) 「本契約」とは、契約者が本規約に同意し、本システムの利用申し込みを行い、当社が同利用申し込みを承諾することにより成立する、契約者と当社間の利用契約をいいます。

第3条（規約の変更）

当社は、本規約の一部又は全部を変更することができるものとします。本規約を変更する場合、本規約を変更する時期及びその内容を当社ウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により周知し、又は契約者に通知します。但し、法令上、契約者の同意が必要となるような場合は、当社所定の方法で契約者の同意を得るものとします。なお、本規約の変更後に本システムを利用した場合は、変更後の本規約に同意したものとみなします。

第4条（本システムの内容）

本システムの範囲及び内容は、別紙「ORM/Owner Relationship Management™ 「iecon（イエコン）」ご案内資料」に記載の機能とし、当社は現状有姿にて本システムを提供します。

第5条（本システムの対象外事項）

以下の各号に該当する事項は本システムの対象外とし、契約者の判断と責任で処理するものとし、当社はいかなる責任も負いません。

- (1) 本システムを利用するために必要な本システム以外のコンピュータ端末、通信機器、通信回線その他ネットワーク設備の保持・管理及びコンテンツの保持・管理
- (2) 以下の各事由による本システムの中断・障害、及びそれらの中断・障害に起因するデータ復旧
 - ① 前号の機器・設備の中断・障害
 - ② 契約者の不適切な使用、その他契約者の責に帰すべき事由に起因する中断・障害
 - ③ 第三者の故意又は過失に起因する中断・障害
 - ④ 停電、火災、地震、労働争議等の契約者、当社いずれの責にも帰しがたい事由に起因する中断・障害
2. 本システムによる自動送信の電子メールについては、指定された電子メールアドレスに対して送信されたことのみを保証し、指定された電子メールアドレスへの到達を保証するものではありません。

第6条（本システム内容の変更）

当社は、本システムの内容の一部又は全部を変更することができるものとします。本システムの内容を変更する場合、本システムの内容を変更する時期及びその内容を当社ウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により周知し、又は契約者に通知します。但し、法令上、契約者の同意が必要となるような場合は、当社所定の方法で契約者の同意を得るものとします。なお、本システムの内容の変更後に本システムを利用した場合は、変更後の本システムの内容に同意したものとみなします。

第7条（本システムの申込方法及び登録）

本システムの利用を希望する者は、本規約を遵守することに同意し、かつ、当社所定の申込書に、登録に必要な情報を記載して提出することによって、当社に対し、本システムへの登録申請を行うものとします。

2. 当社は、第1項の登録申請について登録の可否を判断し、登録を認める場合には、第1項の登録を申請した者に対して、管理アカウントを発行します。本項に定める管理アカウントの発行をもって、契約者としての登録が完了し、当社と契約者との間で本契約が成立したものとします。なお、契約者は、管理アカウントの発行を受けた段階から、本システムの利用を開始することができるものとします。

3. 当社は、第1項の登録申請について、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録を拒否することがあります。なお、当社はその判断の理由について一切開示義務を負いません。
- (1) 当社所定の申し込み手続に従わない場合
 - (2) 利用料金の支払が滞るおそれのある場合（なお、当社は、与信力証明のため財務諸表の提出を求めることがあり、契約者がこれに応じない場合、本号に該当するものとみなします。）
 - (3) 本システムの競合サービスに利する行為があると当社が判断した場合
 - (4) 本システムの提供にあたり、業務上又は技術上の問題が生じる、又は生じるおそれのある場合
 - (5) 契約者が反社会的勢力である場合、又は反社会的勢力に関与しているおそれがある場合
 - (6) 当社への本システムの申し込み時に当社に提供した情報の一部若しくは全部につき虚偽、誤記又は記入漏れがあった場合
 - (7) 過去本規約に違反した者である場合
 - (8) 当社から第16条第1項に定める解約権の行使を受けた者である場合
 - (9) その他当社が不相当と判断した場合

第8条（本システムの利用料金）

本システムの利用料金は、次の各号の料金について、当社所定の申込書に記載の金額に消費税及び地方消費税を加えた額とします。

- (1) 初期登録料金（所定の登録申込書式にて申込をした住戸ごと）

第9条（利用料金の支払方法等）

契約者は、次の各号のいずれかの方法により、利用料金等を当社に支払うものとします。

- (1) 銀行振込
2. 契約者の支払方法については、次の各号のとおりとします。
 - (1) 銀行振込の場合、当社所定の方法にて支払うものとします。なお、支払にかかる振込手数料は全て契約者の負担とします。

第10条（届出事項の変更）

契約者は、本システムの申し込み時に当社へ届け出た申込書の内容に変更が生じた場合、当社指定の方法を通じて、変更内容をすみやかに届け出るものとします。

第11条（個人情報の取扱い）

当社は本システムで、契約者が登録した個人情報について、別途契約者と当社の間での取り決めがない限り、一切取り扱わないものとします。

2. 契約者は本システムを通して取得した契約者のご担当者様の個人情報について、個人情報保護法を遵守するものとし、適切に管理し、第三者による盗取、漏洩等が発生することを防止するための措置を講じるものとします。

第12条（データの利用に対する同意）

当社は、本システム及び当社の他のサービスの運用・改善、統計データの作成、今後のサービスの企画、立案又は実施、マーケティング資料としての利用、並びにその他これらに関連する目的のために、以下の情報を取得し、利用することができます。

- (1) 登録された物件情報や設備情報
- (2) その他契約者の本システムの利用状況に関する情報
2. 前項所定の情報は、契約者又は当社が本契約を解約した後も、当社が保有し続けることがあります。

第13条（委託）

当社は、当社の責任により運用業務の一部又は全部、各種サービス提供に関して第三者に委託することができるものとします。この場合、当社は、当該委託先に対し、第18条（秘密保持）のほか当該委託業務遂行について本規約所定の当社の義務と同等の義務を負わせるものとし、当該委託先の行為によって発生した損害について連帯して責任を負うものとします。

第14条（禁止事項等）

契約者は、本システムを利用して以下の情報を扱ってはなりません。

- (1) わいせつ、賭博、暴力等、公序良俗に反する情報及びそのおそれのある情報
- (2) 性風俗、出会い系等の情報
- (3) 無限連鎖講等の情報

- (4) 犯罪行為を誘発する情報及びそのおそれのある情報
 - (5) 不公正な競争となる情報及びそのおそれのある情報
 - (6) 他人の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権、その他の権利を侵害する情報及びそのおそれのある情報
 - (7) 他人のプライバシー等を侵害する情報及びそのおそれのある情報
 - (8) 他人の名誉、信用を毀損し、又は誹謗中傷する情報及びそのおそれのある情報
 - (9) 性別、民族、人種等による差別を助長する情報及びそのおそれのある情報
 - (10) 有害プログラムを含んだ情報及びそのおそれのある情報
 - (11) ジャンクメール、スパムメール、チェーンメール等正当な通信目的以外の情報及び本号に定める情報が含まれているおそれのある情報
 - (12) 本システムの運営、当社の営業を妨げる情報及びそのおそれのある情報
 - (13) 法令又は本規約に違反する情報、及びそのおそれのある情報
 - (14) その他、当社が不適切と判断する情報
2. 契約者は、本システムにおいて、以下の行為を行ってはなりません。
- (1) 法令又は本規約に違反する行為、これらの行為を助長する行為又はそのおそれのある行為
 - (2) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為
 - (3) 当社、又は第三者に不利益若しくは損害を与える行為、又はそのおそれのある行為
 - (4) 本システムの他の契約者、その他第三者に対する詐欺又は脅迫行為
 - (5) 当社、本システムの他の契約者その他第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権、プライバシー、名誉若しくは信用、その他の権利を侵害若しくは毀損する行為又はそのおそれのある行為
 - (6) 当社又は第三者のサーバに過度の負荷をかけ、当社の本システムの運営を妨げる行為、又はそのおそれのある行為
 - (7) 不正アクセスやクラッキングに相当する行為
 - (8) 通常の使用法以外での特殊なアクセスを行う行為
 - (9) 本システムを通じて、又は本システムに関連してコンピュータウィルス等、有害なプログラムを使用、提供する行為
 - (10) 本システムの一部又は全部をリバースエンジニアリング、逆コンパイル、又は逆アセンブラ、その他本システムを解析する行為
 - (11) 当社若しくは本システムの信用を毀損する行為、又はそのおそれのある行為
 - (12) 当社に対して虚偽の申告、届出を行う行為
 - (13) 契約者の登録したメールアドレス及びパスワードを、他の契約者若しくは第三者に貸与若しくは譲渡する行為、他の契約者の登録したメールアドレス及びパスワードを利用する行為、又は、契約者の登録したメールアドレス及びパスワードを、他の契約者若しくは第三者と共用する行為
 - (14) 契約者が、管理アカウントを保有しているにもかかわらず、再度本システムの利用申し込みを行う行為
 - (15) 当社が事前に許諾しない本システム上での宣伝、広告、勧誘、又は営業行為
 - (16) 前各号の行為を直接又は間接に惹起し又は容易にする行為
 - (17) その他、当社が不適当であると判断する行為
3. 当社は、契約者が前2項の定め違反したと判断した場合、直ちに本契約を解約できるものとします。但し、当社は、当該月の利用料金及び本システムの提供のために発生した費用を請求することができます。なお、本契約が契約者の責に帰すべき事由により解約された場合の違約金及び既払いの利用料金の取扱いについては、第16条第5項、第7項によるものとします。
4. 契約者が、第1項及び第2項各号のいずれかの事由に該当した場合、契約者は、当社に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務の支払を行わなければなりません。

第15条 (第三者への利用提供)

契約者が第三者に本システムを利用させる場合、当該第三者は、本規約に同意したうえで、当社と本契約を締結しなければならない。

第16条 (当社による本システムの一時停止及び解約)

当社及び契約者は、相手方が次の第1号～第5号のいずれかに該当する場合は無催告で本契約を解約できるものとし、それ以外の場合においては、事前に又は緊急の場合は事後に書面で改善を催告したうえで、本システムの全部又は一部の提供又は利用を一時停止し、また、催告後も催告期間内に改善されないときは本契約を解約できるものとします。

- (1) 自己振出の手形又は小切手が不渡処分を受けた場合、差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあった場合、租税滞納処分を受けた場合、破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始の申立てを受け、若しくは自ら申立てを行った場合、解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとした場合、その他財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合
- (2) 本システムの運営を妨害し又は相手方の名誉信用を毀損した場合
- (3) 利用申込書、利用変更申込書その他通知内容等に虚偽記入、誤記又は記入漏れがあった場合
- (4) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
- (5) 支払が遅延した場合（パートナー経由の支払の場合パートナーの支払遅延も含まれます。）
- (6) 当社の競合企業に本システムを利用させる目的など、当社の営業に影響を与える目的を有する場合
- (7) 本契約を履行することが困難となる事由が生じた場合
2. 当社は、以下の各号のいずれかの事由が生じた場合、契約者に通知することなく、本システムの全部又は一部の提供を一時停止できるものとします。
 - (1) 本システムの保守点検等の作業を行う際に必要な場合
 - (2) 本システムに故障等が生じた場合
 - (3) 停電、火災、地震、労働争議その他当社の責に帰すべからざる事由により本システムの提供が困難な場合
 - (4) 前各号に定める他本システムの運用上又は技術上の相当な理由がある場合
3. 天災地変その他の不可抗力により、本システムの全部若しくは一部が滅失し又は破損し、本システムの使用が不可能となり、かつ、修復の見込みがない場合、当社はその旨を契約者に通知して本契約を解約することができます。
4. 本条により本システムが一時停止し、又は本契約が解約された場合でも、当社は、契約者その他いかなる者に対しても、いかなる責任も負わないものとします。
5. 本契約が契約者の責に帰すべき事由により解約された場合、契約者は、当社に対し、当社が規定した利用期間の残存期間分の利用料金に相当する金額の金員を違約金として支払うものとします。
6. 契約者が、第1項各号（第6号及び第7号を除きます）のいずれかの事由に該当した場合、契約者は、当社に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務の支払を行わなければなりません。なお、契約者が、第1項第6号及び第7号のいずれかに該当する場合には、第1項に定めるとおり、契約者が、当社による催告後、催告期間内において同号に該当する事由を改善しないときに、契約者は、当社に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務の支払を行わなければなりません。
7. 本条により、本契約が解約された際に、契約者が当社に対して既にお支払いいただいた利用料金がある場合、当社から契約者へ利用料金の返金はいりません。

第17条（本システムの終了）

当社は契約者に3か月前までに当社ウェブサイトまたは本システム上に掲示を行った上で、本システムの全部又は一部を終了することができるものとします。

第18条（秘密保持）

契約者及び当社は、本システムの利用により相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨明示した情報（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に開示又は漏洩してはなりません。但し、次の各号のいずれか一つに該当する情報についてはこの限りではありません。

- (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
- (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
- (4) 本条の規定に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
- (5) 相手方から本項に従った秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
2. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとし、当該秘密情報を第三者に開示する場合は、事前に相手方からの書面による承諾を受けなければなりません。但し、法令の定めに基づき又は権限ある官公署から開示の要求があった場合はこの限りではありません。
3. 契約者及び当社は、相手方より提供を受けた秘密情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用し、複製（バックアップを除く）、改変が必要な場合は、事前に相手方から書面による承諾を受けるものとします。
4. 本条の規定は、本契約終了後、3年間存続します。

第19条（知的財産権の帰属）

本システムのソースコード、デザインその他の物に関する著作権及び意匠権その他の知的財産権は、当社に帰属しており、本規約に基づく本システムの利用許諾は、本システムに関する当社の知的財産権の使用許諾を意味するものではありません。

2. 契約者は、本システム上で登録又は管理する情報について、当社に対し、世界的、非独占的、無償、サブライセンス可能かつ譲渡可能な使用、複製、配布、派生著作物の作成、表示及び実行に関するライセンスを付与します。
3. 契約者は、当社及び当社から権利を承継し又は許諾された者に対して著作者人格権を行使しないことに同意するものとします。

第20条（免責事項及び保証の否認）

本システムを利用して契約者等が登録又は管理する情報（コンテンツ）については、契約者の責任で登録されるものであり、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。

2. 契約者のメールアドレス（ID）及びパスワードが第三者によって使用されていた場合に被った損害について、契約者の故意や過失の有無にかかわらず、当社は一切責任を負いません。
3. 第16条で規定するサービス停止期間中及び第17条の規定する本システムが終了した場合において、本システムを利用できなかったこと、及び利用できなくなったことに関する損害、作業が中断したことに関する損害、データが失われたことに関する損害、本システムを利用することによって得られたであろう利益を得られなかった損害など、本システムの利用に際して発生した損害については、直接損害又は間接損害、現実に発生した損害か否かを問わず、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. 当社は、本システムが契約者の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、契約者による本システムの利用が契約者に適用のある法令又は業界団体の内部規則等に適合すること、継続的に利用できること及び不具合が生じないことについて、明示又は黙示を問わず何ら保証するものではありません。
5. 当社は、契約者が自らの責任で本システム上に掲載し、又は、他の契約者に送信した一切の情報について、その最新性、真実性、合法性、安全性、適切性、道徳性、正確性、有用性及び確実性を何ら保証しません。
6. 本システムに関連して、契約者と第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等について当社は一切責任を負わず、契約者が自己の責任と費用負担によって解決するものとします。
7. 当社は、契約者が本システムの利用に起因して被った損害について賠償する責任を一切負いません。但し、当社に故意又は重過失がある場合には、この限りではありません。

第21条（優劣関係と分離可能性）

本規約は契約者と当社との間の本システムに関する一切の関係に適用するものとし、本規約と抵触する契約条項はこれを排除し、本規約が優先して適用されるものとします。また、本規約の規定の一部が法令又は裁判所により違法、無効又は不能であるとされた場合においても、本規約のその他の規定は有効に存続します。

第22条（損害賠償）

契約者が、契約者の故意又は過失に基づき、本規約の違反により当社に損害を与えた場合、契約者は、直接かつ現実に生じた損害を賠償する責めを負うものとします。

2. 契約者が本システムの利用により第三者に対し損害を与えた場合又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、契約者は、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負わせないものとします。
3. 契約者が本システムを利用し登録した個人情報等を盗取され、また漏洩したことにより第三者に損害を及ぼした場合、契約者は、自己の責任でこれを解決し、当社は一切その責を負わないものとします。また、これにより当社に損害を与えた場合、契約者は、一切の損害を賠償する責めを負うものとします。
4. 当社は、当社の故意又は過失に基づき、本規約の違反により契約者に損害を与えた場合、当社は直接かつ現実に生じた損害を賠償する責めを負うものとします。
5. 当社が契約者に対し損害賠償責任を負う場合、当社が負担する賠償金の合計額は、契約者が当社に支払った本システムの利用料金の直近3か月分の合計額（3か月に満たない場合は当社に支払った利用料金の総額）を上限とします。

第23条（反社会的勢力の排除）

契約者及び当社は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約します。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと

- (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいいます。）が反社会的勢力ではないこと
 - (3) 自ら又は自らの役員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
 - (4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと
 - (5) 自ら又は第三者を利用して、本契約に関して次の行為をしないこと
 - ① 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ② 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
 - ③ その他前各号に準ずる行為
2. 一方が次のいずれかに該当した場合には、その相手方は何らの催告を要せずして、本契約の全部又は一部を解約することができるものとします。
- (1) 前項第1号ないし第3号の確約に反した場合
 - (2) 前項第4号の確約に反し本契約をしたことが判明した場合
 - (3) 前項第5号の確約に反した行為をした場合
3. 前項の規定により本契約が解約された場合には、解約された者は、解約により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わないものとします。
4. 相手方が第2項各号に該当することにより損害を被った当事者は、相手方に対し、その損害の賠償を請求することができるものとします。
5. 当社が、本条の定めにより、本契約を解約した際に、契約者が当社に対して既にお支払いいただいた利用料金がある場合、その取扱いは第16条第7項によるものとします。
6. 契約者が、第2項各号のいずれかの事由に該当した場合、契約者は、当社に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務の支払を行わなければなりません。

第24条（権利義務の譲渡制限）

契約者は、当社の書面による事前承諾を得ることなく、契約上の権利又は義務の全部又は一部を第三者に貸与し、譲渡し又は担保提供等できないものとします。

2. 当社が本システムに関する事業を第三者に譲渡した場合（事業譲渡、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含みます。）、契約者は、当社がその権利義務の全部又は一部を当該事業の譲受人に譲渡することについて、あらかじめ同意するものとします。

第25条（紛争の解決）

本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。

2. 本契約に関する準拠法は、日本国法とします。
3. 本契約に関する紛争は、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上